

那須塩原市立三島保育園の民営化に係る移管条件

1 基本的事項について

三島保育園の運営に当たっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の関係法令、通達等に定めるものによるほか、次の条件を満たさなければならない。

- (1)移管先として決定された事業者（以下「移管先事業者」という。）が自ら運営しなければならない。
- (2)三島保育園の名称を継承すること。ただし、保護者会及び市との協議が整ったときは、この限りでない。
- (3)移管先事業者は、三島保育園を移管後少なくとも10年間継続して運営しなければならない。
- (4)令和6年度中に新園舎の建築に着手すること。また、園舎の建築は令和8年3月31日までに終了し、民営化する令和8年4月1日からは、新園舎での保育を実施すること。
- (5)移管を受けた備品等は、保育園以外の目的に使用してはならない。
- (6)移管先事業者は、三島保育園の運営開始に伴い、現在運営している保育園、認定こども園又は幼稚園を休止又は廃止しないこと。
- (7)移管先事業者は、三島保育園の運営を円滑に行うため、常に保護者会及び地域住民との連携協力関係を築き、地域に根差した保育園づくりをしなければならない。
- (8)移管先事業者は、保育サービスについて、移管後3年以内に第三者機関による評価を受け、その結果を公表すること。その後、おおむね3年ごとに評価を受けること。
- (9)移管先事業者は、移管条件の遵守や提案内容の履行等に係る覚書を市と締結しなければならない。
- (10)移管先事業者は、三島保育園の運営に関し、市及び県の指導監督に従うこと。
- (11)移管条件に定めのない事項について疑義が生じたときは、信義則に則り、保護者会、移管先事業者及び市の三者による協議の上定める。

2 保育内容等について

- (1)移管先事業者は、移管後において午後7時15分まで延長保育（土曜日を含む）

- を実施すること。※午後7時15分以降の延長保育の実施を妨げるものではない。
- (2)現在、支援が必要な児童については継続して保育を実施し、また支援が必要な児童の保育希望があった場合、積極的に預かること。
- (3)移管先事業者は、多様な保育ニーズへの対応のために提案した保育サービスを確実に実施すること。
- (4)移管先事業者は、(1)(2)(3)以外の移管前の保育内容を継承すること。変更しようとするときは、あらかじめ保護者会、移管先事業者及び市の三者で協議すること。
- (5)移管先事業者は、移管前・移管後も定期的に保護者会、移管先事業者及び市の三者で協議を行い、保育内容の維持向上に努めること。
- (6)園長は、児童の保育園での生活や行動など、保護者に対し常に情報を発信すること。また、家庭での生活状況を把握し、児童一人ひとりに配慮した保育に努めなければならない。
- (7)三島保育園における行事等は、現行のものを継承するものとし、新たな行事等を行うときは、保護者会と協議すること。また、ひな祭りやクリスマスなど、社会通念上一般的なものを除き、宗教的な行事は行わないこと。

3 職員配置、勤務条件等について

- (1)園長、副園長及び主任保育士等の幹部職員は、三島保育園の専任としなければならない。
- (2)園長は、保育士又は幼稚園教諭の実務経験が10年以上ある者で、前号の幹部職員又はこれに準じる職を5年以上経験していること。
- (3)移管先事業者は、令和7年3月までに園長（予定者）の住所、氏名、経歴等を市長に報告しなければならない。
- (4)保育士の配置基準は、次のとおりとする。ただし、これ以上の配置を行うことを妨げない。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	支援児
3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1	2対1

- (5)保育士は、保育内容の維持向上を図るため、保育士又は幼稚園教諭の実務経験が5年以上ある者を3分の1以上置くとともに、保育園での実務経験が3年以上ある者を5分の1以上置くこと。また、年齢や経験年数を考慮したバランスのとれた配置に努めること。
- (6)保育の継続性を重視するとともに、保育士が安心して働けるよう、長期安定的な

雇用にも努め、むやみに保育士の入れ替えをしないこと。また、原則として1年間はクラス担任を変えないようにするなど、児童との信頼関係に配慮すること。

(7)現在、市が任用している会計年度任用職員（保育士等）が、移管後の三島保育園での就労を希望するときは、積極的な雇用にも努めること。また、雇用に当たっては、現行の勤務条件を維持向上させるよう配慮すること。

(8)計画的な研修の機会を確保し、職員の資質の向上を図ること。

(9)職員が自由に意見交換でき、情報の共有や問題の共通認識を図るなど、職員の働きやすい職場環境の整備にも努めること。

(10)職員の身分が保障され、安心して働くことができる環境づくりに努めること。

4 給食について

(1)給食は、園内で調理すること。

(2)アレルギー体質の児童に配慮した給食を実施するほか、離乳食など、年齢や児童の特性に対応した給食とすること。

(3)国が定める「保育園における食育に関する指針」に基づき、児童の発育、発達段階に応じた食育に取り組むこと。

(4)調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。

5 安全管理、衛生管理に関すること

(1)防火・防災管理体制について、マニュアルの整備とともに緊急時の連絡体制を整備すること。また、消防署と連携を図り、定期的に消火訓練や避難訓練を行うこと。

(2)保育中の事故防止体制についてマニュアルの整備とともに緊急時の連絡体制を整備し、万全を期すこと。また、事故防止のための教育・研修を充実させ、積極的に受講させること。

(3)不審者等に対応するマニュアルを整備するなど、防犯対策を講じること。

(4)保育室、給食室、トイレその他施設の安全管理、衛生管理を徹底すること。

(5)児童及び職員の健康管理を徹底すること。

(6)保育中の事故に備え、傷害保険、賠償保険等に参加することとし、現行の保障内容と同程度とすること。

6 引継ぎについて

- (1)園長（予定者）は、移管後の保育を円滑に実施するため、令和7年4月から、定期的に三島保育園を訪問し、保育内容の確認（年中行事や会議等の参加を含む。）を行いながら、引継ぎが効果的に実施できるよう関係者との連携協力を積極的に行うこと。
- (2)移管先事業者は、保育内容を引き継ぐため、移管日の3か月前から保育士を三島保育園に派遣し、市職員と合同での保育を実施するものとする。ただし、事前に協議の上、3か月以前から派遣することができる。
- (3)移管先事業者は、給食の内容を引き継ぐため、市と協議の上、三島保育園に調理員を派遣し、市（委託業者）と合同での調理を実施することができる。
- (4)移管先事業者は、常に三島保育園と連携を図り、移管により、保育環境が急激に変化しないように努めなければならない。

7 その他

- (1)園長は、市が開催する会議への出席に努めなければならない。
- (2)移管先事業者は、市が開催する研修等に、職員を積極的に参加させるように努めなければならない。
- (3)移管先事業者は、市が推進する児童福祉に関する施策に協力しなければならない。
- (4)園長は、市内の他の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校及び地域住民との交流を図り、地域に根ざした保育園運営に努めなければならない。
- (5)移管先事業者は、保育内容、行事等について、保護者会や地域住民から要望があったときは、極力応じるように努めなければならない。
- (6)移管先事業者は、三島保育園の運営に当たり、保護者会や地域住民から苦情等があったときは、誠意を持って解決に努めなければならない。
- (7)園長は、保護者との協働による保育の実施に努め、保護者が自由に意見を述べられる環境づくりに努めなければならない。
- (8)保育料以外の保護者負担金については、移管前の例を基準として保護者会と協議すること。新たな負担金を求めるときは、保護者会の同意を得ること。